

実務対応報告公開草案第52号への反対意見

茨城県神栖市砂山3-4

株式会社 大湘技研

代表取締役 小峰 衛

質問1

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第2項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため（実務対応報告公開草案第17項から第23項を参照）、ストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

現在、公正な価格による権利確定条件付き有償新株予約権の発行については、企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」に基づく会計処理が、実務上定着している。

それにもかかわらず、本公開草案は、付与対象者を従業員等とする権利確定条件付き有償新株予約権を一律に、ストック・オプション会計基準第2項(4)に定める報酬とすることは、定着した実務を否定するものである。

また、上場を目指すベンチャー企業の資本政策では、経営が安定するまでの上場前後の一定期間において役員及び従業員による経営権を確保することが重要な課題として一般的に理解されている。この課題を解決する資本政策として、公正な価格による権利確定条件付き有償新株予約権の発行が広く採用されている。本公開草案による報酬としての追加費用の計上は、経営権確保の観点から長年広く採用されてきた資本政策の実行を阻害しかねず、ベンチャー企業の育成を阻害する可能性がある。

以上のことから、この提案に同意しない。

【理由】**1. 資本政策の実行を阻害しベンチャー企業の育成を阻害する可能性があること**

上場を目指す企業の資本政策では、経営が安定するまでの上場前後の一定期間において役員及び従業員による経営権を確保することが重要な課題である。この課題を解決する資本政策として、公正な価格による権利確定条件付き有償新株予約権の発行が広く採用されている。すなわち、上場準備の過程で行われるエクイティ・ファイナンスによる資金調達には、役員及び従業員による議決権比率の低下を招くため、低下の程度を少しでも抑える方

法として新株予約権等のオプションが利用されてきた。これは、商法改正（新株引受権付社債）により初めてオプションが規定化された 80 年代から行われてきたものであり、ベンチャー企業の資本政策として長年利用されてきたものである。

本公開草案による報酬としての追加費用の計上は、経営権確保の観点から広く採用されてきた資本政策の実行を阻害しかねず、上場を目指す企業の育成を阻害する可能性がある。

上場を目指す企業の育成を阻害する可能性がある本公開草案には同意できない。

2. 権利確定条件付き有償新株予約権に関する実務上定着した会計処理が存在すること

現在、公正な価格による権利確定条件付き有償新株予約権の発行に関する会計処理は、企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」に基づくことが実務として定着している。

上場を目指す企業においても、相当数の権利確定条件付き有償新株予約権が発行されており、企業会計基準適用指針第 17 号に基づいた会計処理が採用されているのが実務の実態である。当然に上場を目指す企業は、上記の会計処理について監査法人の監査を受けており問題がある旨の指摘は受けていないものと理解している。

このように実務上定着している会計処理を否定する理由が明確でないことから、この提案の内容は承服できない。

以上